

障害福祉サービス事業者等に対する 行政処分事例について

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

- ▶ 平成31年2月、県が指定する障害児通所支援事業者において、指定取消処分を受ける事例が発生いたしました。
- ▶ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ▶ 以下、本県の事例及び今年度に他都道府県等において指定取消処分が行われた主な事例について説明いたしますので、各事業者におかれては、これらの事例を踏まえ、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営及び報酬請求を図っていただくようお願いします。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

【本県事例】

平成31年2月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ▶ 事業所において実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求した。
 - ▶ 当該不正の請求に関し、虚偽のサービスの提供の記録を作成した。
- ※ 不正請求額 約67万円
（返還額については上記不正請求額に100分の40を乗じて得た額が加算となる。）

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

【他県事例】

ケース1

令和6年3月処分／放課後等デイサービス／指定の一部の効力の停止（新規受入停止及び報酬の3割減算）

- ▶ 運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）
 - ・定員を超えて利用者を受け入れていた。
- ▶ 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号）
 - ・児童指導員又は保育士を配置せず人員基準を満たしていない日があった。
- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ・定員を超過する場合に必要な定員超過利用減算を適用せず、給付費の請求を行った。
 - ・算定に必要な配置基準人員が揃っていない状況で、児童指導員等加配加算を適用して給付費を請求した。
- ▶ 監査における虚偽報告（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
 - ・実際の勤務実態がない日に勤務したこととして作成したタイムカードを提出し、虚偽の報告を行った。

ケース2

令和6年5月処分／居宅介護／指定取消

- ▶ 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・基準において常勤換算方法で配置が必要とされる従業者の員数を満たしていなかった。
また、基準において常勤での配置が必要とされるサービス提供責任者が常勤で勤務していなかった。
- ▶ 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第9号）
 - ・新規指定申請において、基準上必要とされる常勤換算方法による従業者の員数を満たすために、実際に勤務する予定のない者を従業者と偽り、申請書類に勤務日、勤務時間を記載して指定を受けた。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース3

令和6年5月処分／就労継続支援A型／指定取消

- ▶ 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・ サービス管理責任者が、本来いるべき事業所で常時勤務せず、別の事業所で勤務していた。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
 - ・ サービス提供に必要な個別支援計画を本来作成すべきサービス管理責任者が作成せず、また、必要な手続きを経ず作成していた。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・ 上記の基準違反の状態ですらサービス提供が行われているにもかかわらず、訓練等給付費を減算せずに不正に請求していた。

ケース4

令和6年7月処分／共同生活援助／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
 - ・ 食材料費を過大に徴収し、これにより障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があった。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・ 世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。
 - ・ サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費の請求を行った。
- ▶ 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
 - ・ 監査により提出を命じた書類について、実態と異なる勤務の体制、勤務形態一覧表、出勤簿を提出した。
- ▶ 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号）
 - ・ サービス管理者を適切に配置していると偽って変更届書を提出した。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース5

令和6年8月処分／児童発達支援・放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 設備及び運営基準違反（児童福祉法21条の5の24第1項第5号）
 - ・ 指定を受けていない場所でサービス提供を行っていた。
 - ・ 個別支援計画の作成に係る業務を適切に行わないままサービス提供を行っていた。
- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
 - ・ 指定を受けていない場所でサービス提供を行っていたにもかかわらず、報酬の請求を行った。
 - ・ 児童発達支援管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、定員超過利用減算などを適用していなかった。
- ▶ 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第11号）
 - ・ 定員を超えた分の利用者の支援記録を削除するなどし、定員を超えて受け入れていないように見せかけた。

ケース6

令和6年9月処分／施設入所支援・生活介護・短期入所／指定の一部の効力の停止（新規受入停止）

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
 - ・ 施設の従業員が故意に足で入所者を蹴る暴力により、入所者が入院に至る身体的虐待が発生した。
- ▶ 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
 - ・ 発生した身体的虐待について、施設は、関係機関等から虐待疑いにつながる情報提供を受けながら、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に義務付けられている市町村への通報を行わなかった。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース7

令和6年9月処分／就労継続支援A型／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
 - ・利用者に対して、賃金の一部を支払っておらず、この一部不払いについて今後の支払いのめども立っていない。生活に困窮している利用者もいる状況であり、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（経済的虐待）の事実があったと判断する。

ケース8

令和6年11月処分／特定相談支援・障害児相談支援／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第51条の29第2項第5号、児童福祉法第24条の36第5号）
 - ・相談支援専門員が行うべき業務を相談支援専門員ではない法人代表者が一人で行い、相談支援給付費を不正に請求し、受領した。
- ▶ 虚偽報告、虚偽答弁（障害者総合支援法第51条の29第2項第6号及び第7号、児童福祉法第24条の36第6号及び第7号）
 - ・監査において、法人代表者及び管理者が虚偽の報告を行い、また、質問に対し虚偽の答弁を行い、検査の妨害を行った。